

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

令和5年度介護サービス事業者集団指導資料

長崎県長寿社会課 施設・介護サービス班

令和5年8月

1. 基準に関する留意点について

(1) 人員に関する基準

従業者の員数

- ・事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

訪問入浴介護の場合

- a. 看護職員の員数は、1人以上
- b. 介護職員の員数は、2人以上

予防訪問入浴介護の場合

- a. 看護職員の員数は、1人以上
- b. 介護職員の員数は、1人以上

- ・従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

管理者

事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(留意点)

- 訪問介護の場合と同趣旨

2. 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

Q - 1 令和2年3月6日付事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」において、新型コロナウイルス感染が疑われる者への入浴の介助は原則清拭で対応することとされているが、訪問入浴介護で清拭を行う場合の取扱い如何。

原則、清拭又は部分浴の場合の算定 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴を実施したときは減算。

(厚生労働省事務連絡 第4報 問8)

令和5年5月8日以降終了

~~A - 1 減算せずに算定することとして差し支えない。~~